

競争入札等にかかる建設業者等の入札参加資格停止について

このたび、下記のとおり守山市入札参加資格停止基準に基づき入札参加資格停止措置を講じることに決定しましたのでお知らせします。

記

1 入札参加資格停止措置業者

パナソニック E Wエンジニアリング株式会社

大阪府大阪市中心区城見二丁目 1 番61号

2 入札参加資格停止措置期間

令和 7 年 6 月 26 日から令和 7 年 9 月 25 日まで（3 月間）

3 入札参加資格停止理由

建設業法に基づく資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していたことにより、令和 7 年 1 月 31 日付けで、近畿地方整備局から同法第 28 条第 3 項に基づく 22 日間の営業停止処分を受けたため。

4 根拠基準

守山市建設工事等入札参加資格停止基準第 3 条

別表第 2 第 9 項第 3 号イに該当（建設業法または業務関連法令違反行為）

「滋賀県外において行った行為等について、15 日以上の営業停止処分を受けた場合（3 月）」